

平成 30 年第 4 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	P 1
2	さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	P 1
3	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号）	P 2
4	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	P 3
5	平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 4
6	平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	P 4
7	平成 30 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）	P 4
8	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P 5
9	人権擁護委員候補者の推薦について	P 5
10	人権擁護委員候補者の推薦について	P 5
11	議案説明資料 参照法令等	P 7
12	さくら市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	P 8
13	さくら市部設置条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	P 9
14	さくら市保育園運営審議会条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	P 11
15	さくら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	P 12
16	さくら市保健センター条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	P 13
17	さくら市予防接種事故調査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	P 14
18	さくら市新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	P 15
19	さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対象条文	P 16

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 2 件、予算 5 件及びその他の議案等 3 件であります。

議案第 1 号は、組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、市民サービス向上及び事務の効率化のため平成 31 年 4 月から組織を改編するに当たり、部の新設及び関係する部課の名称を変更するため関係条例の一部改正が必要となり、当該一部改正条例を整備する条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 1 日に施行されることに伴い都道府県又は市の議会の議員選挙に

において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することが可能となり、条例の定めにより一定額の範囲内で公費負担を行うことができるようになることから、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、平成30年度さくら市一般会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に1億3,725万9千円を追加し、予算の総額を190億7,520万3千円とするものであります。

歳入の主なものは、14款国庫支出金で、障害児通所給付費等負担金1,150万円、17款寄附金で、ふるさとづくり寄附金1,000万円、19款繰越金で、前年度繰越金7,863万4千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費1,290万6千円、3款民生費で、介護給付・訓練等給付事業費2,649万3千円、8款土木費で、急傾斜地崩壊対策事業負担金1,102万6千円、ブロック塀等撤去費補助事業費300万円を

追加し、それぞれ計上いたしました。また、職員の人事異動等の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費は、農業振興事務ほか 1 件で、年度内の業務完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表債務負担行為の補正は、氏家地区と喜連川地区の道路管理業務委託を追加するものであります。

第 4 表地方債の補正は、急傾斜地崩壊対策事業債を追加するものであります。

議案第 4 号は、平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 362 万 3 千円を追加し、予算の総額を 4 億 9,150 万 6 千円とするものであります。

歳入では、3 款繰入金で、一般会計繰入金 362 万 3 千円を追加、歳出では、1 款土地地区画整理事業費で、職員人件費 362 万 3 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 5 号は、平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、債務負担行為の補正で、^{おすいます}汚水柵設置等業務委託を追加するものであります。

議案第 6 号は、平成 30 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,326 万 8 千円を追加し、予算の総額を 31 億 1,740 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものは、4 款支払基金交付金で、地域支援事業交付金 348 万 2 千円、9 款繰越金で、前年度繰越金 296 万 6 千円を追加、歳出の主なものは、3 款地域支援事業費で、介護予防・生活支援サービス事業費 1,089 万 9 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 7 号は、平成 30 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

予算第 2 条債務負担行為の補正は、次亜塩素酸ナトリウム購入ほか 1 件を追加するものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法の規定により、議会において指定されている 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分したので、同法の規定により報告するものであります。

諮問第 1 号及び諮問第 2 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第 1 号は、現委員の^{たきざわ え み こ}瀧澤恵美子氏が、平成 31 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

諮問第 2 号は、現委員の吉澤京子よしざわきょうこ氏が平成 31 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、新たに木下秀房きのしたひでふさ氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

改 正 案	現 行
<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 6 人 <u>市民生活部、健康福祉部及び教育委員会の所管</u> に属する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 6 人 <u>市民福祉部</u> 及び教育委員会の所管 に属する事項</p> <p>(3) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総合政策部 市民生活部 健康福祉部 産業経済部 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1) 秘書及び褒賞に関すること。 (2) 組織の機構及び人事に関すること。 (3) 文書及び例規に関すること。 (4) 議会及び行政一般に関すること。</p> <p><u>(5) 消防及び防災に関すること。</u> <u>(6) 市政策の進行管理及び総合調整に関すること。</u> <u>(7) まちづくりに関すること。</u> <u>(8) 統計及び事務管理に関すること。</u> <u>(9) 電子計算組織に関すること。</u> <u>(10) 広報及び広聴に関すること。</u> <u>(11) 財政に関すること。</u> <u>(12) 財産の管理に関すること。</u> <u>(13) 市税等に関すること。</u> <u>(14) 他の部の所管に属さないこと。</u></p> <p>市民生活部</p> <p><u>(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</u> <u>(2) 国民健康保険に関すること。</u> <u>(3) 国民年金及び後期高齢者医療に関すること。</u> <u>(4) 生活環境の保全に関すること。</u> <u>(5) 公害に関すること。</u> <u>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</u> <u>(7) 交通安全及び防犯に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総合政策部 市民福祉部</p> <p>産業経済部 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部</p> <p>(1) 秘書及び褒賞に関すること。 (2) 組織の機構及び人事に関すること。 (3) 文書及び例規に関すること。 (4) 議会及び行政一般に関すること。 <u>(5) 交通安全に関すること。</u> <u>(6) 消防及び防災に関すること。</u> <u>(7) 市政策の進行管理及び総合調整に関すること。</u> <u>(8) まちづくりに関すること。</u> <u>(9) 統計及び事務管理に関すること。</u> <u>(10) 電子計算組織に関すること。</u> <u>(11) 広報及び広聴に関すること。</u> <u>(12) 財政に関すること。</u> <u>(13) 財産の管理に関すること。</u> <u>(14) 市税等に関すること。</u> <u>(15) 他の部の所管に属さないこと。</u></p> <p>市民福祉部</p> <p><u>(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</u> <u>(2) 国民年金に関すること。</u> <u>(3) 生活環境の保全に関すること。</u> <u>(4) 公害に関すること。</u> <u>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</u> <u>(6) 社会福祉に関すること。</u> <u>(7) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>健康福祉部</u></p> <p>(1) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(2) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>(4) <u>子育て支援及び児童福祉に関すること。</u></p> <p>産業経済部</p> <p>(1) 農業及び水産に関すること。</p> <p>(2) 林業に関すること。</p> <p>(3) 地籍調査に関すること。</p> <p>(4) 商業、工業及び労働に関すること。</p> <p>(5) 観光に関すること。</p> <p>(6) 土地改良に関すること。</p> <p>建設部</p> <p>(1) 道路及び河川に関すること。</p> <p>(2) 住宅に関すること。</p> <p>(3) 都市計画及び建築に関すること。</p> <p>(4) 街路、公園及び緑地に関すること。</p> <p>(5) 土地区画整理に関すること。</p> <p>(6) 開発指導に関すること。</p>	<p><u>関すること。</u></p> <p>(8) <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>(9) <u>子育て支援及び児童福祉に関すること。</u></p> <p>産業経済部</p> <p>(1) 農業及び水産に関すること。</p> <p>(2) 林業に関すること。</p> <p>(3) 地籍調査に関すること。</p> <p>(4) 商業、工業及び労働に関すること。</p> <p>(5) 観光に関すること。</p> <p>(6) 土地改良に関すること。</p> <p>建設部</p> <p>(1) 道路及び河川に関すること。</p> <p>(2) 住宅に関すること。</p> <p>(3) 都市計画及び建築に関すること。</p> <p>(4) 街路、公園及び緑地に関すること。</p> <p>(5) 土地区画整理に関すること。</p> <p>(6) 開発指導に関すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部こども政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、<u>市民福祉部児童課</u>において処理する。</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市子ども・子育て会議条例 (平成 25 年さくら市条例第 29 号) (第 4 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>健康福祉部こども政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>市民福祉部児童課</u>において処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 センターの事業に従事する職員は、<u>健康福祉部</u>健康増進課の職員をもって充てるものとし、事業により専門的な医療技術を必要とする場合は、その都度専門職に委託するものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第5条 センターの管理は、<u>健康福祉部</u>健康増進課において行うものとする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 センターの事業に従事する職員は、<u>市民福祉部</u>健康増進課の職員をもって充てるものとし、事業により専門的な医療技術を必要とする場合は、その都度専門職に委託するものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第5条 センターの管理は、<u>市民福祉部</u>健康増進課において行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、<u>健康福祉部</u>健康増進課において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、<u>市民福祉部</u>健康増進課において処理する。</p>

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市新型インフルエンザ等対策本部条例 (平成 25 年さくら市条例第 1 号) (第 7 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第 5 条 新型インフルエンザ等対策本部の庶務は、<u>健康福祉部健康増進課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第 5 条 新型インフルエンザ等対策本部の庶務は、<u>市民福祉部健康増進課</u>において処理する。</p>

さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成20年さくら市条例第23号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p><u>さくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>さくら市議会議員及びさくら市長の選挙</u>における法第142条第1項第6号のビラの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>さくら市議会議員及びさくら市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第4条に規定するビラの1枚当たりの作成単価にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p><u>さくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>さくら市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>さくら市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第4条に規定するビラの1枚当たりの作成単価にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p>